

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|
| 1 | どのような人が申請者となれますか？ | <p>補助金の交付対象者は以下の方となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年7月1日時点で営業の実態があり、今後も事業を継続する意思があること。 ・市内に常時5人以上の労働者を雇用する事業所を有していること。 ・申請の時点で市税を滞納していないこと。 ・事業を営むにあたって、関連する法令及び条例等を遵守していること。 ・公序良俗に反する等のその他市長が適切でないとするものでないこと。 |
| 2 | 常時雇用する労働者とは何ですか？ | <p>常時雇用する労働者とは、市内事業所で常態として働く人であり、雇用形態・週の勤務時間・社会保険加入の有無は問いません。 ただし、アルバイトやパートタイマーについては、1年以上の雇用が見込まれる者に限ります。 また、派遣労働者や繁忙期にのみ雇い入れる労働者などは、常時雇用している労働者に該当しません。</p> |
| 3 | 申請は何度でもできますか？ | 申請は個人事業者は1回限り、法人は1法人につき1回限りとなります。 |
| 4 | 補助上限以内だったら何度でも申請できますか？ (例)補助上限額20万円のうち、15万円が交付されている。その後、新しく設備を導入した場合、残りの5万円について申請したら交付対象になるのか。 | 申請は1つの補助事業につき1回限りですので対象になりません。各事業の申請は、取組をまとめて1回で申請されるようお願いいたします。 |
| 5 | 補助額の計算の基礎となる経費は税込みか、それとも税抜きですか？ | 消費税抜きの金額が対象になります。 |
| 6 | 補助金に上限はありますか？ | <p>上限は1つの補助事業につき20万円です。 事業にかかる経費のうち、1/2を市が補助し1/2が自己負担になります。 ※補助額について1,000円未満切り捨てのため経費が2,000円未満の場合は、補助対象外となります。</p> <p>(例)事業に係る経費が20万円(税抜)だった。 ⇒ 補助率1/2で計算すると10万円が市の補助になり、10万円が自己負担になります。 (例)事業に係る経費が50万円だった。 ⇒ 1/2で計算すると市の補助は上限の20万円となり、30万円が自己負担になります。</p> |
| 7 | BCP策定・改善事業と防災措置事業のどちらも実施する場合はどうなるのですか？ | <p>両方の事業を実施する場合は、それぞれの事業毎に補助対象となり、交付申請・実績報告・交付請求はまとめて行うことができます。 補助上限はそれぞれ20万円となります。</p> <p>(例)BCP策定にかかったコンサル料が50万円(税抜) 計画に基づき購入した自家発電装置購入費用が30万円(税抜) ⇒BCP策定・改善事業として20万円(上限)、防災措置事業として15万円の合計35万円が市の補助になり、45万円が自己負担となります。</p> |
| 8 | 1度の申請で複数備品を購入しても対象になりますか？ | <p>対象となります。</p> <p>(例)自家発電装置1台＋飛散防止フィルム10枚など、対象経費となるものを自由に組み合わせて活用してください。</p> |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|---|
| 9 | 防災措置事業において、備蓄品の購入による補助対象経費への加算はどうなりますか？ | <p>従業員の安全確保のための備蓄品の購入費のうち、補助対象経費として加算できるのは10万円まで(補助上限5万円)となります。</p> <p>(例1)備蓄品を計15万円(税抜)分購入 ⇒備蓄品の経費加算は10万円までなので、5万円が市の補助、10万円が自己負担となります。</p> <p>(例2)自家発電装置20万円(税抜)と備蓄品を計20万円(税抜)分購入 ⇒ 自家発電装置購入に対する補助10万円と備蓄品購入に対する補助5万円の合計15万円が市の補助となり、25万円が自己負担となります。</p> |
| 10 | 令和4年7月1日より前に経費を支出していますが、補助対象となりますか？ | <p>なりません。</p> <p>令和4年7月1日以降に市内事業所で実施した事業にかかる経費が補助対象となります。</p> |
| 11 | 複数店舗を経営していますが、店舗ごとに対象になりますか？ | <p>1事業者につき1回限りの申請となります。</p> <p>同一事業者が複数の店舗で実施したものをまとめて申請してください。法人の場合は1法人につき1回限りの申請となります。複数の法人を経営されている場合は法人単位での申請が可能です。</p> |
| 12 | 法人で登記上の本店が河内長野市外の場合は対象になりますか？(個人事業主の場合、住民票が河内長野市外にある場合) | <p>登記上の本店(住民票)が河内長野市外でも、河内長野市内に常時5人以上の労働者を雇用する事業所(店舗)があれば対象となります。ただし、補助事業を行う事業所は河内長野市内の事業所に限ります。</p> |
| 13 | BCPの策定は必須ですか？ | <p>必須です。</p> <p>以下の内容を全て含むBCPを策定する必要があります。</p> <p>①重要な業務及びその目標復旧時間が定められていること。</p> <p>②非常時に対応するための体制や役割、対応方法等が定められていること。</p> <p>③非常時に不可欠となる物資の備蓄、データのバックアップ等、最低限の事前対策が定められていること。</p> <p>④社員及び非常時に連絡すべき重要な顧客、取引先等の連絡先が整備されていること。</p> <p>⑤社内での教育及び演習並びにBCPの継続的な改善方法が定められていること。</p> |
| 14 | BCPの様式指定はありますか？ | <p>No.13のとおり、BCPの定義を全て満たすものであればどのような様式でも構いません。</p> <p>市ホームページで大阪府の「超簡易版BCP『これだけは！』シート」を公開しておりますので、ご活用ください。</p> |
| 15 | 防災措置事業のみ実施したいのですが、BCPの策定は必要ですか？ | <p>防災措置事業のみの実施であっても、BCPに即した事業計画を作成していただきますので、BCPの策定は必須となります。</p> <p>策定に際して費用が発生した場合は、BCP策定・改善事業に係る経費として補助を行います。</p> |
| 16 | BCP未策定なのですが、交付申請までに策定しなければいけませんか？ | <p>BCPは事業完了報告時に提出していただきますので、交付申請時点で未策定であっても構いません。</p> <p>ただし、事業計画については策定予定のBCPに即したものを作成してください。</p> |
| 17 | 専門家の定義について、BCP策定に関するコンサルティングを生業とする企業とはどういったものですか？ | <p>事業内容にBCP策定支援業務を含み、普段から策定支援を行っている企業であれば、コンサルティング会社、行政書士、社会保険労務士等、専門家の業種は問いません。</p> <p>ただし、専門家の資格やBCP策定支援の実績等を確認させていただく場合があります。</p> |
| 18 | なぜBCPセミナーを受講する必要があるのですか？ | <p>本補助金の目的は、市内事業者のBCP策定を促すことで非常時対応力の強化を図り、市全体の防災力を向上させることです。</p> <p>BCPについて理解を深め、その重要性を認識していただく必要があることから、セミナーの受講を必須としています。</p> |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|
| 19 | 令和4年7月1日より前に自社BCPを策定していますが、セミナーの受講は必須ですか？ | すでにBCPを策定している事業者はセミナーの受講は必須ではありませんが、内容について理解を深めるためにも受講を推奨しています。ただし、補助金の交付を受けるには、No.13に記載する定義を全て含んだBCPを策定する必要があります。 |
| 20 | 市が指定するBCPセミナーとは何ですか？ | 現在、8月と9月にセミナーの開催を予定していますので、どちらかを受講してください。受講できなかった場合は、個別にご相談ください。(セミナーの詳細は市HPに掲載しています。) |
| 21 | 交付申請を行う前に事業を実施・物品を購入した場合は、補助対象となりますか？ | 令和4年7月1日以降に実施・購入した場合は、補助対象となります。ただし、交付申請の審査結果によっては補助金不交付となる場合もありますので、実施(購入)前に交付申請を行うことを推奨しています。 |
| 22 | 確定申告義務がないため(赤字決算等)、申告書の用意ができません。 | 事業実態がわかるものとして、法人の場合は履歴事項全部証明書の写し、個人事業主の場合は開業届、許認可証等の写しを提出してください。 |
| 23 | 複数店舗を経営しているため、開業届や確定申告書から河内長野市内の店舗であることが証明できません。 | 確定申告書に加えて、河内長野市内での営業実態がわかる資料や写真等を添付してください。 |
| 24 | 領収書とレシートで注意すべき点は何ですか？ | 補助対象経費が特定できることが必要です。領収書やレシートに「商品一式」としか記載されておらず、何を購入したか特定できない場合は、それだけでは申請できません。購入内容が特定できるものや、複数品を一式で購入された場合は、内訳明細書(購入品の各名称及び各価格が確認できるもの)を添付してください。また、宛名は申請者と同一のものに限ります。 |
| 25 | 領収書等を紛失しており、提出できません。 | 領収書等の提出は必須です。領収書等に代わるものとして、納品書、請求書、支払い明細書等の購入品目や客観的に支払いを確認できるものを合わせて提出してください。 |
| 26 | 補助対象外の物品と補助対象の物品を同時に購入し、領収書も合計額で記載されていますが、明細書等は必要ですか？ | 補助対象の物品の購入額がわかる明細書または内訳書が必要になります。 |
| 27 | 自宅の居住部分の一部で事業を行っている場合は対象になりますか？ | 自宅と事務所(作業場等)が兼用になっている場合は、経費が事務所に対するの用途であると明確に区分できることが必要です。写真等により判断しますが、写真等で判断できない場合は現地調査をさせていただきます。 |
| 28 | これから補助対象になるものを購入予定ですが、事前に補助金をもらうことはできますか？ | 事業完了報告には、領収書や実績がわかる資料を添付いただくこととなりますので、購入前に補助金を交付することはできません。 |
| 29 | 補助対象のものについてインターネット通信販売で購入したいのですが大丈夫ですか？ | インターネットを利用して購入したものは領収書等で金額や明細が確認できれば補助対象です。 |
| 30 | 送料は補助対象になるのか？ | 送料は補助対象経費に含まれません。送料を除いた金額でご申請ください。 |
| 31 | クレジットカードや請求書払いで購入した場合は補助対象になるのか？ | クレジットカードや請求書払いで購入した場合も対象になります。その際は納品書、請求書、領収書等も添付をお願いします。 |
| 32 | 6月1日に支払いをし、8月1日に商品が届く。このような場合対象になりますか？ | 令和4年7月1日以降に購入、実施したものが対象となりますので、7月1日より前に購入等している場合は対象にはなりません。 |
| 33 | PayPay等のキャッシュレス決済での支払いは補助対象となりますか？ | 対象となります。ただし、領収書においてキャッシュレス決済による支払いが行われていることが確認できる場合に限ります。アプリケーションの使用履歴等では領収書の代替とは見なしません。 |

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| 34 | 手形や小切手による支払いは補助対象となりますか？ | 手形や小切手による支払いは補助対象外となります。 |
| 35 | ギフトカードや商品券による支払いは補助対象となりますか？ | ギフトカードや各種商品券等による支払いについては、補助対象外となります。 |
| 36 | 一部ポイントで支払いしましたが、補助対象になりますか？ | ポイント支払い分を除いた経費については補助対象になります。申請の際は、ポイント支払いであることを明確にしてください。 |
| 37 | BCP策定・改善事業におけるコンサルティング等委託料と謝金の違いは何ですか？ | コンサルティング等委託料は、コンサルタント会社等にBCPの策定・改善を依頼した際に発生する委託料です。謝金は、BCPの策定にあたって専門家からアドバイスを受けた際に発生する経費等のことをいいます。 |
| 38 | 太陽光発電装置は補助対象となりますか？ | 補助対象となります。 非常時に活用するには、平時から設置して劣化を防ぐ必要があるため、専ら平時に使用する目的の設備とはいえません。 |
| 39 | 蓄電池としての機能を有する電気自動車は補助対象となりますか？ | 補助対象となります。 ただし、電気自動車導入にあたって、別の補助金を活用している場合は、補助対象外となります。 |
| 40 | 備蓄品の購入数に制限はありますか？ | 市内事業所で雇用する従業者数に見合う数量の備蓄品の購入は補助対象となります。 日数については7日分までとしていますので、自社の従業者数×最大7日分の備蓄品を購入してください。 (例)非常用食料の購入 1日3食×7日分=21食(1人あたりの必要量) 21食×従業者数10人=210食 |
| 41 | 機器をリースした場合は対象になりますか？ | リースのような賃貸借契約の場合は対象外となります。 |
| 42 | 補助対象となるかわからないのですが？ | ご不明な点がございましたら河内長野市産業観光課(0721-53-6075(直通))までご相談ください。(購入・導入予定の物品のメーカー、型式等を事前にご準備いただくとスムーズです) |